

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成16年12月9日(2004.12.9)

【公表番号】特表2000-509382(P2000-509382A)

【公表日】平成12年7月25日(2000.7.25)

【出願番号】特願平9-538554

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 31/17

A 6 1 P 33/02

A 6 1 K 31/44

【F I】

A 6 1 K 31/17

A 6 1 K 31/00 6 3 3 D

A 6 1 K 31/44

【手続補正書】

【提出日】平成16年4月5日(2004.4.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

# 手 続 補 正 書

平成16年4月5日



特許庁長官 殿

1. 事件の表示 平成9年特許願第538554号

2. 補正をする者

名 称 ノバルテイス・アクチエンゲゼルシャフト

3. 代 理 人 東京都新宿区新宿1丁目1番11号 友泉新宿御苑ビル

(郵便番号 160-0022) 電話 (03)3354-8623

(6200) 弁理士 川 口 義 雄



4. 補正命令の日付 自 発

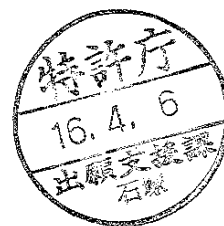
5. 補正により増加する請求項の数 なし

6. 補正対象書類名 請求の範囲

7. 補正対象項目名 請求の範囲

8. 補正の内容

(1) 請求の範囲を別紙の通り補正する。



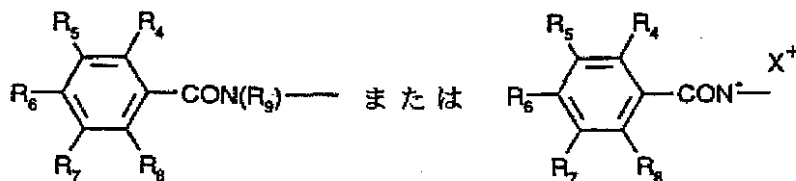
[別 紙]

## 請求の範囲

1. 温血動物におけるコクシジオイデス・イミチス (*C. immitis*) 感染症の治療または予防のための医療用または農業用組成物であって、式：

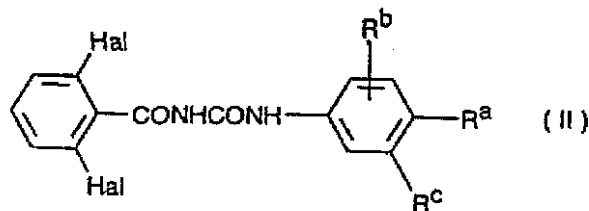


(式中、 $R_1$ は、非置換の又は置換されたフェニル、ナフチル、ピリジル、ピリダジニル、ピリミジニルまたはピラジニルであり、 $R_2$ は、水素または $C_1$ - $C_6$ アルキルであり、 $R_3$ は、



であり、 $R_4 \sim R_8$ はそれぞれ独立して、水素、ハロゲン、 $C_1$ - $C_6$ アルキル、 $C_1$ - $C_6$ ハロアルキル、 $C_1$ - $C_6$ アルコキシ、 $C_1$ - $C_6$ ハロアルコキシまたは $C_1$ - $C_6$ アルキルチオであり、 $R_9$ は、水素または $C_1$ - $C_6$ アルキルであり、 $X^+$ は、医薬的または農学的に許容される無機または有機陽イオンである) で表されるアシル尿素または医薬的もしくは農学的に許容されるその塩を含む前記組成物。

2. 該アシル尿素が、式：



(式中、Halは独立して、クロロ、ブロモまたはフルオロであり、 $R^a$ は、水素、クロロ、ブロモ、フルオロ、メチル、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、2-クロロ-1,1,2-トリフルオロエトキシ、2-ブロモ-1,1,2-トリフルオロエトキシ、

1,1,2,2-テトラフルオロエトキシまたは1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロポ-1-オキシであり、R<sup>b</sup>は、水素またはクロロであり、R<sup>a</sup>は、水素、クロロ、5-トリフルオロメチルピリド-2-イルオキシまたは3-クロロ-5-トリフルオロメチルピリド-2-イルオキシであり、R<sup>a</sup>およびR<sup>b</sup>の少なくとも1つは水素以外である)で表されるベンゾイル尿素化合物または医薬的もしくは農学的に許容されるその塩である、請求項1に記載の組成物。

3. ベンゾイル尿素がN-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-N'-(3,5-ジクロロ-4-R<sup>a</sup>-フェニル)尿素であり、R<sup>a</sup>が2-クロロ-1,1,2-トリフルオロエトキシ、2-ブロモ-1,1,2-トリフルオロエトキシ、1,1,2,2-テトラフルオロエトキシまたは1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロポ-1-オキシである、請求項2に記載の組成物。

4. 該ベンゾイル尿素が、

N-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-N'-[3,5-ジクロロ-4-(2-クロロ-1,1,2-トリフルオロ-1-エトキシ)フェニル]尿素、

N-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-N'-[3,6-ジクロロ-4-(2-クロロ-1,1,2-トリフルオロ-1-エトキシ)フェニル]尿素、

N-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-N'-[3,5-ジクロロ-4-(1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロポ-1-オキシ)フェニル]尿素、

N-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-N'-[3,6-ジクロロ-4-(1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロポ-1-オキシ)フェニル]尿素、

N-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-N'-[3,5-ジクロロ-4-(2-ブロモ-1,1,2-トリフルオロ-1-エトキシ)フェニル]尿素、

N-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-N'-[3,6-ジクロロ-4-(2-ブロモ-1,1,2-トリフルオロエトキシ)フェニル]尿素、

N-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-N'-[3,5-ジクロロ-4-(1,1,2,2-テトラフルオロエトキシ)フェニル]尿素、および

N-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-N'-[3,6-ジクロロ-4-(1,1,2,2-テトラフルオロエトキシ)フェニル]尿素

よりなるベンゾイル尿素の群から選ばれる、請求項1に記載の組成物。

5. 該ベンゾイル尿素が、

N-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-N'-[3-(3-クロロ-5-トリフルオロメチルピリド-2-イルオキシ)-4-プロモフェニル]尿素、

N-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-N'-[3-(3-クロロ-5-トリフルオロメチルピリド-2-イルオキシ)-4-メチルフェニル]尿素、

N-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-N'-[3-(3-クロロ-5-トリフルオロメチルピリド-2-イルオキシ)-4-クロロフェニル]尿素、

N-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-N'-[3-(3-クロロ-5-トリフルオロメチルピリド-2-イルオキシ)-4-フルオロフェニル]尿素、

N-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-N'-[3-(5-トリフルオロメチルピリド-2-イルオキシ)-4-プロモフェニル]尿素、

N-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-N'-[3-(5-トリフルオロメチルピリド-2-イルオキシ)-4-メチルフェニル]尿素、

N-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-N'-[3,5-ジクロロ-4-(1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロプ-2-オキシ)フェニル]尿素、

N-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-N'-[3-(5-トリフルオロメチルピリド-2-イルオキシ)-4-クロロフェニル]尿素、および

N-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-N'-[3-(5-トリフルオロメチルピリド-2-イルオキシ)-4-フルオロフェニル]尿素

よりなるベンゾイル尿素の群から選ばれる、請求項1に記載の組成物。

6. 該アシル尿素がN-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-N'-[3,6-ジクロロ-4-(1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロプ-1-オキシ)フェニル]尿素である、請求項4に記載の組成物。

7. 宿主のイヌまたはネコにおけるコクシジオイデス症の治療または予防のための、請求項1～6のいずれか1項に記載の組成物。

8. 経口投与形態、非経口投与形態または移植から成る請求項1から7のいずれか1項に記載の医薬または農業用組成物。

9. コクシジオイデス・イミチス (C.immitis) 感染症の治療を要する動物に、治療上有効量の請求項1から6のいずれか1項に記載の医薬用または農業用組成物を投与することを含むヒト以外の温血動物におけるコクシジオイデス・イミチス感染症

の治療または予防方法。

10． 投与するアシル尿素の量が体重1 kgあたり0.01から約1000 mgである請求項9に記載の方法。